

令和5年第4回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和5年3月24日(金) 午後4時00分～午後4時42分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	國安 環
事務局	教育部長	川瀬 吉治
	学校教育課長	西田 建司
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	天羽 徹
	総務係主査	川本 貴士
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦

4 議 事

承認第2号 専決処分した事件の承認について

(令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について)

承認第3号 専決処分した事件の承認について

(令和5年4月1日付学校職員採用に係る内申について)

報告第3号 令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第20号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第21号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第22号 幕別町教育委員会事務局職員の処分について

議案第23号 幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則

議案第24号 幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則

議案第25号 幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱

議案第26号 幕別町部活動地域移行検討委員会規則

議案第27号 幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則を廃止する規則

議案第28号 幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の一部を改正する要綱

議案第29号 幕別町子ども110番の家実施要綱の一部を改正する要綱

議案第30号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。令和5年度第3回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第3回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(川瀬 吉治) 本日の事務報告は3点であります。

1点目は、東委員から欠席する旨の連絡を受けております。

2点目は、学校別感染者数のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況です。今月は、3月19日までの報告ですが、中学生1名であります。コロナ感染症につきましては以上です。

3点目は、令和5年第1回町議会定例会での、一般質問についてご説明いたします。お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。令和5年第1回町議会定例会が、2月28日から3月17日まで開催され、3月8日・9日の2日間にわたり、一般質問がありました。一般質問は5名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、1名の議員から質問がありましたので、要点のみご説明いたします。2ページをお開きください。通告順5番、荒議員からの質問事項は、「学校給食の無償化を」と「就学援助の拡充を」の2点でありました。

1点目の、「学校給食の無償化を」(1)給食費の無償化に必要な予算は 〇〇では、3ページ中段の小学生が 〇〇からになりますが「小学生が約7,200万円、中学生が約4,300万円で、総額は約1億1,500万円となり、この額が無償化に要する費用となります。」と答弁しており、(2)「少子化対策、子育て支援として町も無償化を実施すべき」に対しては、4ページ上段の本町の児童生徒数は 〇〇からになりますが、「本町の児童生徒数は2,000人を超え、無償化には多額の費用を要しますことと、受益者負担の観点からも、学校給食費の無償化については実施する考えはありませんが、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学旅行に要する費用の補助や就学援助等による支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。」と答弁しております。

2点目の、「就学援助の拡充を」の(1)生活保護基準の1.5に係る予算は 〇〇に対しましては、6ページ上段のこれを、生活保護基準の 〇〇からになりますが、「これを、生活保護基準の1.5倍未満に引き上げた場合の認定者、援助費の増加分を試算いたしますと、小学校で認定者が13人で援助費が約108万円、中学校が12人で約193万円、合計25人で約301万円とな

ります。」と答弁しております。(2)眼鏡など新たな補助対象の考えは、対しましては、中ほどの、本町におきましてはからになります、「本町におきましては、国の「要保護児童生徒援助費補助金」に準じて、費目や援助額を定めて実施しておりますが、平成23年度には国の対象事業の、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費を、町の対象費目に追加し、令和元年度には卒業アルバム費を追加したところではありますが、ご質問の眼鏡を対象費目にするについては、現在のところ考えておりません」と答弁しております。

このほか、答弁内容については、後ほどご覧ください。説明については以上です。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

(ありません)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について、令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 承認第2号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求について、令和5年3月16日付けで専決処分を行ったものであります。この度の補正予算につきましては、国で定める公共工事設計労務単価が引き上げられ、本年3月から適用となるため、複数年契約を締結している委託業務に係る当初設計金額の5%を超える増額となる場合は、変更契約を要することとなり、令和5年度予算に不足が見込まれることから、追加するものであります。要求内容についてご説明申し上げます。10款教育費の予算に598万2千円を追加し、予算の総額を21億3,566万5千円とするものであります。2項小学校費の学校管理委託料 301万5千円 3項中学校費の学校管理委託料 263万2千円 4項幼稚園費の幼稚園管理委託料 17万2千円 5項社会教育費 清掃管理委託料 16万3千円をそれぞれ単価上昇により追加するものです。以上で説明を終わらせていただきます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第2号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め承認第2号については原案どおり承認しました。

次に日程第6、承認第3号、専決処分した事件の承認については幕別町教育委員会会議規則第15条第1項第2号「任免、賞罰等職員の身分取扱その他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め「秘密会」といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。次に、日程第7、報告第3号、令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について説明を求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 報告第3号、令和5年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。議案書は3ページになります。

先ほど専決処分の承認をいただきました補正予算の内容につきましては、令和5年第1回定例会最終日の3月17日に議決をいただいております。

内容につきましては、要求どおりでありましたので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第3号については報告のとおりといたします。

次に日程第8から日程第10までの議案第20号から22号についての3議件につきましては、幕別町教育委員会会議規則第15条第1項第2号「任免、賞罰等職員の身分取扱その他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め「秘密会」といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。次に日程第11 議案第23号 「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第23号、「幕別町立学校管理規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の7ページ、別紙の「議案第23号説明資料」をお開きください。

本規則につきましては、幕別町立学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正にして円滑な管理運営を図ることを目的としているものであります。この度の改正は、「幕別町職員の高齢者部分休業に関する条例」が制定されたことに伴い、「幕別町職員服務規程」において、二つの条文が追加される改正があり、本規則の「営利企業等の従事」に関する規定で、根拠とする「幕別町職員服務規程」の条文が繰り下がることとなったため、繰り下がった条文を示し直すよう、改めるものであります。議案第23号説明資料をご覧ください。新旧対照表になりますが、左が現行規則、右が改正規則になり、この度、改正する箇所には、アンダーラインを引いております。現行規則の第23条では、職員の営利企業等の従事については、幕別町職員服務規程第24条の定めるところによると規定されておりますが、改正規則のとおり、「幕別町職員服務規程(昭和44年訓令第4号)第26条」に改めるものであります。議案書7ページにお戻りください。附則についてであります。この規則は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第23号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決しました。

次に日程第12 議案第24号「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」と、日程第13 議案第25号「幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱について」の2議件は関連がありますので一括議題といたします。一括して説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第24号 「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則」、議案第25号 「幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱」につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。はじめに、議案書の8ページ、議案第24号「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則」であります。議案説明資料は、議案第23号説明資料をご覧ください。本規則につきましては、学校教育法施行令第5条第2項に規定する就学予定者が就学すべき小学校又は中学校の指定に関し、必要な事項を定めているものであります。この度の改正は、「行政区のあり方」の見直しが行われ、行政区の性格を「区域」であること、また、地域の活動主体は、町内会等の任意の自治組織であることを明確にするため、「公区長」の呼称が廃止されるなどの、「幕別町行政区設置条例」が改正されましたことから、関連する規則や要綱等で、「公区」と記載されている箇所を「行政区」に改めようとするものであります。議案第24号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。様式第1号の「区域外通学許可申請書」になりますが、2ページをお開きください。現行規則の下段の※印の二つ目の中で、「公区」と記載されている箇所を、改正

規則のとおり「行政区」に改めるものであります。議案書8ページにお戻りください。附則についてであります。この規則は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

次に、議案書の9ページ、議案第25号「幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱」であります。議案説明資料は、議案第25号説明資料をご覧ください。本要綱につきましては、幕別町立小、中学校通学区域規則第4条第2項に規定する通学区域外の学校を指定する場合の許可基準等を定めることを目的としているものであります。この度の改正は、議案第24号と同様の理由により、本要綱で「公区」と記載されている箇所を「行政区」に改めようとするものであります。議案第25号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。現行要綱の第3条第3項は、「札内南小学校の通学区域から札内北小学校に通学する場合は、札内南小学校の通学区域に住所を有する者が、小学校に就学する場合において、札内北小学校への就学を希望する場合に限り適用すると規定されているものになりますが、この中で、「公区」と記載されている箇所を、改正要綱のとおり「行政区」に改めるものであります。議案書9ページにお戻りください。附則についてであります。この要綱は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより一括して質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第24号「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則について」原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決しました。

次にお諮りいたします。議案第25号「幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱について」原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決しました。

次に日程第14 議案第26号「幕別町部活動地域移行検討委員会規則について」説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第26号、「幕別町部活動地域移行検討委員会規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案書の10ページをお開きください。

はじめに、本規則の制定経緯であります。令和5年2月24日開催の、令和5年第2回教育委員会会議で、承認されました議件「幕別町附属機関設置条例の一部を改正する条例の申し出」と関連するものであります。その際の条例改正の内容を、もう一度ご説明いたしますが、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本町の生徒にとって望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討をするため、「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、附属機関として加えたところであります。その中で、所掌事務は、「部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関すること」と位置づけ、委員の構成は、関係団体の代表者、関係学校の代表者、教育委員会が必要と認める者とし、関係する分野の方々の意見を反映することができるよう、定数を10人以内、任期を2年としたところであります。今回の、規則の制定は、先般の町議会第1回定例会で改正について議決された「幕別町附属機関設置条例」に基づき、「幕別町部活動地域移行検討委員会」の組織及び運営に関し、必要な事項を定めようとするものであります。以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。はじめに、第1条では、本規則の趣旨を規定するものであります。次に、第2条では、委員会の所掌事務について、(1)号で、部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。(2)号で、部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること。(3)号で、前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。と規定するものであります。

次に、第3条では、委員会の会議について、第4条では、守秘義務、第5条では庶務、第6条は補則について規定するものであります。附則につきましては、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第26号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり可決しました。次に日程第15号 議案第27号「幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則を廃止する規則について」説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第27号、「幕別町蝦夷文化考古館条例施行規則を廃止する規則」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きください。

令和5年2月24日に開催しました、令和5年第2回幕別町教育委員会会議におきまして、「幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例の申し出について」提案理由を説明し、可決いただいたところであります。その後、3月9日開催の第1回幕別町議会定例会で「幕別町蝦夷文化考古館条例を廃止する条例」が議決されたことから、本規則を廃止するものであります。

次に、附則についてであります。本規則の施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第27号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決しました。次に日程第16 議案第28号「幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の一部を改正する要綱」について説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第28号「幕別町教育委員会教育長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱の一部改正する要綱」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の12ページ、別紙の議案第28号説明資料をお開きください。本要綱につきましては、幕別町教育委員会教育長又は教育長の職務を代理する者の交際費について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し必要な事項を定めているものであります。

この度の改正は、令和3年5月に、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法律の直接適用を受けることとなり、令和5年4月1日

「幕別町個人情報保護条例」が廃止されることとなったため、本要綱の「支出状況の公表」に関する規定の根拠となる法令を改めようとするものであります。議案第28号説明資料をご覧ください。新旧対照表になります。現行要綱の第5条第4項では、支出状況の公表に当たっては、「幕別町個人情報保護条例(平成11年条例第32号)」の規定に基づくものとする規定されておりますが、改正要綱のとおり、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改めるものであります。議案書12ページにお戻りください。附則についてであります。この要綱は、令和5年4月1日から施行する、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第28号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決しました。

次に日程第17 議案第29号「幕別町子ども110番の家実施要綱の一部を改正する要綱」について説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第29号「幕別町子ども110番の家実施要綱の一部を改正する要綱」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の13ページと議案第28号説明資料の新旧対照表をお開きください。この要綱は、子どもの登下校や地域での生活において、危害を加えられる犯罪等から安全を確保し、被害の未然防止や犯罪等の早期解決の手助けを行うために実施する子ども110番の家について必要な事項を定めたものであります。先程、議案第24号の説明にありました「幕別町行政区設置条例」の改正に伴い、関連する要綱の改正及び議案第28号の説明にありました、個人情報保護に関する法律の改正に伴い「幕別町個人情報保護条例」が廃止されることとなったため、本要綱に関連する根拠法令を改めるものであります。説明資料の新旧対照表をご覧ください。第7条第2項中「幕別町公区活動保険実施要綱」を「幕別町町民活動保険実施要綱」に、第9条中「幕別町個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものであります。議案書13ページにお戻りください。附則についてであります。本要綱の施行期日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第29号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決しました。

次に日程第18 議案第30号 幕別町教育委員会事務局職員の任免については幕別町教育委員会会議規則第15条第1項第2号「任免、賞罰等職員の身分取扱その他人事に係る事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかごいませんか。

(ありません。)

菅野教育長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第4回教育委員会会議を閉じます。